



島根県報

平成19年12月14日 (金)
 第 1,940 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者福祉課) 1
解除予定保安林	(森林整備課) 2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(3件)	(経営支援課) 2
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づく意見の概要	(") 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
道路の供用開始	(") 7
公 告	
本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	(市町村課) 7
平成20年島根県歯科技工士試験の実施	(医療対策課) 8
平成19年度クリーニング師試験の合格者	(薬事衛生課) 9
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定	(経営支援課) 10
都市計画公聴会の開催	(都市計画課) 10
教委告示	
博物館の登録の抹消	(文化財課) 12

告 示

島根県告示第1018号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指 定年月日
名 称	所 在 地		
星高調剤薬局	江津市渡津町790番地	精神通院医療	平成19年11月1日
星高調剤薬局	江津市渡津町790番地	育成医療 更生医療	平成19年12月1日
ウェルネス薬局隠岐の島店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一3-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年12月1日
法吉訪問看護ステーション	松江市西法吉町35-20	育成医療 更生医療	平成19年12月1日

島根県告示第1019号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯石郡飯南町志津見660 - 3（次の図に示す部分に限る。）、660 - 10、660 - 14
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1020号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッディ斐川店 島根県簸川郡斐川町大字神水2855番地外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社 ウシオ 代表取締役社長 牛尾 尚正 島根県出雲市今市町609番地
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）グッディ斐川店
（変更後）グッディ斐川店
 - (4) 変更の年月日
平成19年11月20日
- 2 届出年月日
平成19年12月3日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
斐川町商工観光課（島根県簸川郡斐川町大字莊原町2172）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1021号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

片倉工業株式会社 代表取締役 岩本 謙三 東京都中央区京橋三丁目1番2号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後11時

(変更後) (開店時刻) 午前8時 (閉店時刻) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後11時30分まで

(変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで

(4) 変更の年月日

平成19年12月30日、31日及び平成20年1月1日の3日間

2 届出年月日

平成19年12月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1022号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田サティ 島根県益田市乙吉町イ95番地10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社マイカル 代表取締役 川本 敏雄 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(3) 変更しようとする事項

ア 変更する日

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及び誕生祭時（10月後半頃）の週末のうち7日間

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）（開店時刻）午前9時（閉店時刻）午後10時

（変更後）（開店時刻）午前8時（閉店時刻）午後10時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後10時30分まで

（変更後）午前7時30分から午後10時30分まで

(4) 変更の年月日

平成19年12月29日

2 届出年月日

平成19年12月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市商工観光部商工振興課（島根県益田市駅前町17-1 EAGA3階）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1023号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

2 意見を述べる者の氏名

イズミ予定地周辺住民対策会 会 長 石飛 智啓
副会長 高橋 康夫
副会長 佐藤 正夫
副会長 園山 真一
副会長 飯国 正雄

3 意見の概要

（要旨）

ゆめタウン出雲の新設届出内容は、予定地周辺に既存する住民の生活環境保持のための配慮に未だ欠けている点が多く、特に、市道四絡34号線に來客車が集中するような施設配置については、多岐に渡って甚大な悪影響が予想されるので、当該届出者に対して、届出内容を変更する旨の強い指導を切に願います。

（変更を要する具体的内容）

- (1) 市道34号線が大渋滞を招く原因は、本棟立体駐車場（駐車台数985台）の専用入口が市道34号線のみ1箇所に集中していることによるものであるから、本棟立体駐車場の専用入口を、幅員の広い市道体育館西高岡線等へも分散して2箇所以上を設置すること。
- (2) 來客車が店舗入口に最も近い本棟屋外駐車場（駐車台数約58台）の出入口に殺到することが市道34号線の大渋滞を増長させるので、本棟屋外駐車場は縮小して身障者専用駐車場及びタクシー乗降場所、待機タクシー駐車場程度に限定すること。そして、本棟屋外駐車場の立体駐車場上昇スロープ西側の34台駐車部分は、本棟立体駐車場専用入口から進入する來客車と交差する位置にあって混雑の要因となるので、同駐車部分を削除し、市道34号線に隣接している民家の生活環境悪化を緩和するためにも同部分を緩衝緑地帯にすること。
- (3) その他
 - ア 駐車場の利用時間を24時30分までとする設定については、駐車場に隣接する民家の安眠環境を著しく損なうので、映画館周囲以外の駐車場の利用時間は店舗営業時間までとすること。
 - イ 店舗の営業時間を23時までとする設定については、周辺住民生活環境の悪影響を少なくするために午後10時までとすること。
 - ウ 広大な店舗用地及び駐車場による放射熱、周辺気温上昇、騒音、交通混雑、防犯、プライバシー保護等への対策として、用地及び駐車場の全ての外周に緩衝緑地帯とフェンスを設置すること。
 - エ 本棟1階のレストラン街を市道34号線に沿って配置しているが、道路向かい側の民家へ悪臭を及ぼすことが予想されるので、民家に面しない場所に配置すること。不可能な場合には、厨房等の換気扇を民家へ悪臭が影響しない位置へ設置すること。
 - オ 立体駐車場上昇スロープ西側に隣接している民家への騒音等の緩和のために、スロープ側面壁に防音壁を施すこと。
 - カ 廃棄物保管場所や空調室外機の場所を周辺住民に悪臭、騒音等の悪影響を及ぼさない位置にすること。

キ 屋外照明の街灯位置、広告塔の照明方向等により周辺民家の夜間安眠環境を損なわないようにすること。

4 意見を述べる理由

- (1) 本棟立体駐車場入口での来客台数は、平常1日5,133台、ピーク1時間739台を予測しており、他所に比して桁はずれに多く、ピーク1分間12.32台、5秒間に1台が予想され、市道四絡34号線を大渋滞させることが明らかである。
- (2) 前項の台数は南方(市道松寄下小山線)からの右折車のみであるが、これに加えて、市道松寄下小山線からの左折車、市道30号線からの進入車、西側場内道路からの進入車、代替駐車場の出入車、本棟屋外駐車場出入口の出入車等と合わせて、市道四絡34号線は大混雑が予想される。
- (3) 前1項2項の大渋滞大混雑と、本棟屋外駐車場の来客車・来客者等も合わせて、市道34号線の西側に隣接する民家は、深夜に至るまでの激しい騒音や、排気ガス、放射熱、プライバシー侵害等により、著しく生活環境が悪化して耐え難い状態になる。
- (4) 前1項2項による大渋滞大混雑のために、市道34号線北側の住民の車が市中心部へ向かうために市道34号線を走行することが困難になり、市道34号線は市道としての機能を完全に失うことになる。
- (5) 来客車が市道34号線に向かう車の渋滞を避けるために、周辺住民が生活道路としている市道松寄下小山線及び市道30号線から接続して市道34号線へ進入することが予想され、通行車が激増する市道松寄下小山線及び市道30号線の沿線住民は、交通安全面の危険や騒音等による生活環境を甚だしく悪化させられる。
- (6) その他、当該届出には安眠妨害、悪臭放出、アスファルト熱からの温度上昇等により周辺住民の生活環境を破壊する内容が多数含まれている。

5 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課(島根県出雲市今市町109-1)

6 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第1024号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県道	益田港線	益田市中島町イ634番6地先から同町イ283番4地先まで	前 A	メートル 10.00~11.00	メートル 330.00	益田県土整備事務所	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 他事業による県道付け替え トリプルウェイ
			B	10.00~23.00	423.00		
		益田市中島町イ634番1地先から同町イ283番4地先まで	後 A	10.00~11.00	374.00		
			B	10.00~28.00	490.00		
		益田市中島町イ645番2地先から同町イ619番地先まで	C	15.50~21.00	152.00		

島根県告示第1025号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田港線	益田市中島町イ634番1地先から同町イ576番4地先まで	メートル 254.00	平成19年 12月14日	益田県土整備事務所	

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	38
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	10
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	10,373
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による職業訓練指導員の免許の申請等又は技能検定の合格証書の再交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務	9
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	7
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類回収業者の登録又はフロン破壊業者の許可の申請等に係る事実の審査等に関する事務	4
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	365
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	8

地方税法（昭和25年法律第226号）、島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）の規定による県民税等の賦課徴収に際しての納税義務者等の生存の事実等の確認に関する事務	6,688
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換えの申請に係る事実についての審査等に関する事務	5
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第22号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業設備近代化資金の貸付けを受けた者等の生存の事実等の確認に関する事務	6
土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地等に関する所有権等を有する者の生存の事実等の確認に関する事務	34
公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項の規定による土地の譲渡の届出又は第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出に係る事実についての審査等に関する事務	1

2 本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
教育委員会	島根県教育委員会奨学資金貸与規則を廃止する規則（平成14年島根県規則第16号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる島根県教育委員会奨学資金貸与規則（昭和57年島根県規則第64号）による氏名又は住宅の変更の届出等に係る事実についての審査に関する事務	5
	高等学校奨学資金貸与規則（平成14年島根県規則第17号）の規定による氏名又は住所の変更の届出等に係る事実の審査等に関する事務	1
監査委員	地方自治法（平成22年法律第67号）の規定による住民監査請求に係る事実についての審査等に関する事務	16

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝口善兵衛

1 試験期日

- (1) 学説試験 平成20年2月20日（水）午前9時から
- (2) 実地試験 平成20年2月21日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成20年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成20年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

5 受験手続

(1) 願書の受付期間

平成20年1月9日（水）から1月18日（金）まで（郵送による場合は、平成20年1月18日の消印のあるものまでを有効とする。）

(2) 願書の提出先

〒690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課

(3) 提出書類

ア 試験願書

イ 受験資格を証明する書類

㊦ 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成20年3月に卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

㊧ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

㊨ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票にはり付け、所定の事項を記入して提出すること。）

6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書の所定の箇所にはり付けること。

7 その他

(1) 願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者については、受験番号を平成20年3月21日（金）に島根県庁前に掲示するとともに、島根県報に公告する。

(4) 合格者には、合格証書を交付する。

(5) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課医事・医療従事者確保グループ（電話0852 - 22 - 5252）へ問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成19年11月9日に実施した平成19年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。

平成19年12月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第 3 条第 5 号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指定期間
19 - 6	株式会社石州川上窯業	島根県浜田市大金町イ742番地	平成19年11月28日 ~ 平成20年11月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定に基づき、雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により公告する。

平成19年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成20年 1 月10日 午後 7 時から

2 開催場所

雲南市木次町木次1012 - 1

雲南市議会議場（木次勤労青少年ホーム 2 F）

3 都市計画の案の概要

雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

雲南地方の政治、産業、文化の中心として、定住人口の確保や、少子高齢化に対応した生活環境向上に資する都市施設の充実を図る。

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

ア 土地利用の方針

㊦ 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地及び工業地の各配置方針を定める。

㊧ 土地利用の方針

「用途転換、用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

イ 都市施設の整備の方針

㊦ 交通施設

基本方針

県東部の中山間地域における人々の生活利便性の向上を図るため都市機能の集積を促進するとともに、「宍道湖・中海都市圏」の中核都市である松江市や出雲市との連携を強化し、「地域の核としての機能」の充実を図

る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね20年後までには、1平方キロメートル当たり3.5キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

イ) 下水道及び河川

a 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な事業を選択し、早期の整備を図っていく。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、水害に強い安全な都市の形成を図る。

b 整備水準の目標

下水道は、平成22年度末の下水道汚水処理人口普及率を雲南市で約80パーセントとする。

河川は、斐伊川は年超過確率150分の1に対する治水安全度を、治水安全度の低い河川については重点的に河川改修を進め、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

ウ) その他の都市施設

基本方針

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

ウ 市街地開発事業の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地の進展状況に応じた市街地開発事業や地区計画等に基づく計画的な整備を推進する。

エ 自然的環境の整備又は保全の方針

ア) 基本方針

運動公園等を広域的観光資源として位置付けるとともに、住民にうるおいと憩いの場を提供し、人と自然がふれあい、やすらぎの持てる住みよい環境のまちづくりを推進するために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、防災性の向上及び美しい街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものとする。

イ) 緑地の確保水準

a 緑地の確保目標水準

平成32年における緑地確保目標量は、都市計画区域面積に対する割合を約51パーセント、おおむね3,080ヘクタールとする。

b 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成32年において都市公園等の施設として整備すべき目標量は、都市計画区域内人口1人当たり約37平方メートルとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を平成20年1月4日までに、松江市殿町1番地島根県土木部都市計画課に到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考附図は、登載を省略し、島根県庁及び雲南市役所に備えて、平成19年12月14日から平成19年12月28日まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話(0852)22-5211

別記様式

意見申出書

平成20年1月10日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

氏 名

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
雲南都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第11号

平成19年3月31日に廃止された次の博物館について、博物館法(昭和26年法律第285号)第15条第2項の規定により、平成19年12月14日、登録を抹消した。

平成19年12月14日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第1号	島根県	島根県立博物館	松江市殿町1番地